

事務所ニュース [No.274]



◎新型コロナウイルス対応助成金

—従業員を雇用する事業主の方へ—

雇用調整助成金 厚労省 発表 ⇒ **R4.11月まで延長**

詳細は秋本、染矢に
お問い合わせください

原則的な措置 **受給額** 令和4年 10月～11月

- ・1日あたりの助成金上限 8,355円
- ・助成率 9/10（解雇があった場合 4/5）

注 **業況特例** 生産指標（売上高）が30%以上減少している事業主は、
受給額が 10/10（限度額上限 12,000円）

小学校休業等対応助成金

※7～9月分は11月末日が申請期限です

助成内容

有給で休暇を取得した
対象労働者に支払った
賃金相当額×10/10

助成金額

日額上限額
令和4年 10月～11月 8,355円

休暇取得期間

令和4年 11月まで

育児介護休業法が施行されました！！ —R4.10.1—

出生児・育児休業（産後パパ育休）の創設
育児休業の分割取得 等

※大幅な育児・介護休業規定の**見直し**が必要です

	産後パパ育休（R4.10.1～） 育休とは別に取得可能	育児休業制度 （R4.10.1～）	育児休業制度 （現行）
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週以内 4週間まで取得可能	原則子が1歳 （最長2歳）まで	原則子が1歳 （最長2歳まで）
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 （初めにまとめて申し出ることが必要）	分割して2回取得可能 （取得の際にそれぞれ申出）	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に 限り、労働者が合意した範囲で休業中 に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合に 限り再取得可能	再取得不可

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : <https://www.office-coa.net>